

別表（第4条関係）

根拠法令等		区域の名称等
1	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第57条第1項、第93条第1項及び第109条第1項	(1) 重要文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして重要文化財に指定された土地を含む。） (2) 登録有形文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして登録文化財に登録された土地を含む。） (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地 (4) 国指定史跡名勝天然記念物の指定地
2	埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項、第31条第1項及び第37条第1項	(1) 県指定有形文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。） (2) 県指定史跡名勝天然記念物の指定地 (3) 県指定旧跡の指定地
3	寄居町文化財保護条例（昭和32年寄居町条例第77号）第5条第1項及び第2項	(1) 町指定有形文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。） (2) 町指定史跡名勝天然記念物の指定地 (3) 町指定旧跡の指定地
4	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項	鳥獣保護区
5	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）第7条第1項	寄居町櫛挽ふるさとの緑の景観地の指定地
6	農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イ及びロ	(1) 農用地区域内の農地 (2) 第1種農地（営農型発電設備の下部の農地を除く。）

7	森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項及び第25条第1項	(1) 地域森林計画対象区域 (2) 保安林の区域
8	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項	(1) 土砂災害警戒区域 (2) 土砂災害特別警戒区域
9	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項	地すべり防止区域
10	砂防法（明治30年法律第29号）第2条	砂防指定地
11	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項	急傾斜地崩壊危険区域
12	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項及び第54条第1項	(1) 河川区域 (2) 河川保全区域
13	埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）第4条第1項	県立自然公園の区域